

川崎市余熱利用市民施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 6 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市条例第 1 0 号

川崎市余熱利用市民施設条例の一部を改正する条例

第1条 川崎市余熱利用市民施設条例（平成元年川崎市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第7条の表を次のように改める。

種 別	利用時間	休館日
温水プール	午前10時から午後9時まで（7月1日から8月31日までは、午前9時から午後9時まで）	12月30日から翌年の1月3日までの日
老人休養施設	午前9時から午後4時まで	
会議室 レクリエーションルーム ギャラリー	午前9時から午後8時まで	
トレーニングルーム	午前9時から午後9時まで	
駐車場	午前8時30分から午後9時30分まで	

第2条 川崎市余熱利用市民施設条例の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

川崎市土禅寺余熱利用市民施設	川崎市麻生区土禅寺1,321番地
----------------	------------------

」

を

「

川崎市堤根余熱利用市民施設	川崎市川崎区堤根73番地 1
川崎市王禅寺余熱利用市民施設	川崎市麻生区王禅寺1, 321番地

」

に改める。

第 7 条の表を次のように改める。

種 別		利用時間	休館日
堤根余熱利用 市民施設	温水プール	午前 10 時から午後 9 時まで（7 月 1 日から 8 月 31 日までは、午前 9 時から午後 9 時まで）	12 月 30 日から翌年 の 1 月 3 日 までの日
	会議室 多目的室 スタジオ	午前 9 時から午後 8 時まで	
	トレーニングルーム	午前 9 時から午後 9 時まで	
	駐車場	午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分まで	
王禅寺余熱利用 市民施設	温水プール	午前 10 時から午後 9 時まで（7 月 1 日から 8 月 31 日までは、午前 9 時から午後 9 時まで）	
	老人休養施設	午前 9 時から午後 4 時まで	
	会議室 レクリエーション ルーム ギャラリー	午前 9 時から午後 8 時まで	
	トレーニングルーム	午前 9 時から午後 9 時まで	
	駐車場	午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分まで	

別表の 1 を次のように改める。

1 施設利用料

(1) 専用利用料

ア 堤根余熱利用市民施設

種 別	金 額			
	午 前	午 後	夜 間	全 日
	9時～12時	1時～4時	5時～8時	9時～8時
会議室	800円	830円	1,040円	2,670円
多目的室	2,300円	2,790円	3,050円	8,140円
スタジオ	4,480円	6,720円	6,720円	17,920円
種 別	全 日			
	8時30分～9時30分			
駐車場	1台1時間までごとに 350円			

イ 王禅寺余熱利用市民施設

種 別		金 額			
		午 前	午 後	夜 間	全 日
		9時～12時	1時～4時	5時～8時	9時～8時
会議室	大会議室	2,800円	3,360円	3,360円	9,520円
	第1会議室	780円	1,000円	1,000円	2,780円
	第2会議室	780円	1,000円	1,000円	2,780円
	第3会議室	780円	1,000円	1,000円	2,780円
	第4会議室	780円	1,000円	1,000円	2,780円
レクリエーション ルーム		4,480円	6,720円	6,720円	17,920円
種 別		全 日			
		8時30分～9時30分			
駐車場		基 本 料 金		超 過 料 金	
		1台1時間まで 100円		超過時間 30分までごとに 50円	

備考 利用許可（駐車場を除く。）の時間を超過して利用する場合の施設利用料の額は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料の2割相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設利用料は、無料とする。

(2) 個人利用料

温 水 プ ール	区 分	基 本 料 金		超 過 料 金	
	15歳以上の者	1 人 1 回 1 時間まで	330円	超過時間 30分までごとに	165円
	3歳以上15歳未満の者 (中学生を含む。)		110円		55円
ト レ ー ニ ン グ ル ー ム	18歳以上の者	1 人 1 回 3 時間まで	330円	超過時間 1 時間までごとに	110円
	12歳以上18歳未満の者 (小学生を除く。) 18歳以上の学生		110円		35円

- 備考 1 3歳未満の者の温水プールの利用料は、無料とする。
- 2 トレーニングルームを利用できる者は、12歳以上の者（小学生を除く。）とする。
- 3 中学生とは、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）に在学する者をいう。
- 4 小学生とは、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）に在学する者をいう。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項から附則第4項までの規定は公布の日から、第1条の規定は令和7年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 川崎市堤根余熱利用市民施設に係る指定管理者の指定等に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（指定管理者の指定の特例）

- 3 前項の規定によりこの条例の公布の日以後最初に川崎市堤根余熱利用市民

施設の指定管理者を指定する場合においては、川崎市余熱利用市民施設条例第4条の規定にかかわらず、市長は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第8条第1項の規定により選定した民間事業者を指定することができる。

4 市長は、前項の指定をしたときは、その旨を告示する。